

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

◎議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第3号 令和7年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 皆さん、おはようございます。

議案第3号 令和7年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億1,900万円である。

（2）歳入の主なものは、町税8億732万8,000円、地方交付税18億3,000万円、国庫支出金3億8,879万円、県支出金1億9,695万5,000円、町債1億810万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は17.9%（前年度19.5%）となり、前年度8億2,756万6,000円に比べ、額において2,023万8,000円（2.4%）の減となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は17億2,773万1,000円で、歳入で占める構成比率は38.2%（前年度15億3,881万9,000円、36.4%）となり、前年度に比べ、12.3%の増となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費9億1,073万2,000円、民生費9億8,662万円、衛生費4億6,145万1,000円、土木費4億5,594万5,000円、教育費4億5,252万6,000円、公債費5億

1,409万4,000円である。

歳出において、大きい構成比率を占めるものは、民生費21.8%で、前年度比2,682万2,000円（2.8%）の増、総務費20.2%で前年度比3億4,729万1,000円（61.1%）の増、公債費11.4%で前年度比3,089万9,000円（5.7%）の減、衛生費10.3%で前年度比1,063万4,000円（2.3%）の減、土木費10.0%で前年度比5,942万6,000円（11%）の減、教育費10.0%で前年度比4,714万6,000円（9.4%）の減となっている。

①消費的経費は30億5,019万7,000円で、予算額に占める割合は67.5%となり、前年度比に比べ9.9%の増となっている。

内容の主なものは、人件費7億6,740万2,000円、前年度比7.6%の増、物件費7億7,522万6,000円、前年度比11.0%の増、補助費等9億5,590万9,000円、前年度比6.5%の増となっている。

②投資的経費については、4億8,113万5,000円で、予算額に占める割合は10.6%となり、前年度に比べ10.4%の増となっている。

内容の主なものは、総務費においては、旧十和田分館解体工事1億9,267万6,000円、若葉町コミュニティーセンター外壁補修工事548万9,000円、定住促進賃貸住宅建設補助500万円、商工費においては滝の茶屋孫左衛門屋根塗装工事248万6,000円、土木費においては、町道苦竹山崎線道路改良2,754万6,000円、橋りょう長寿命化5,136万1,000円、町道牛馬長根1号線舗装補修工事1,554万円、和井内エリア整備6,530万2,000円、教育費においては、小坂中学校西側外壁漏水補修工事1,496万円、交流センター倉庫補修工事173万5,000円である。

③その他の経費は9億8,766万8,000円で、予算額の21.9%を占めており、前年度に比べ3.6%の減となっている。

内容の主なものは、公債費5億1,409万4,000円、中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金4,495万9,000円、後期高齢者医療広域連合負担金7,707万4,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億2,122万3,000円、サービス事業勘定繰出金322万2,000円、下水道事業会計出資金4,309万9,000円などとなっている。

（４）町債については、道路事業整備等1億810万円（前年度1億1,650万円）を計画している。なお、地方債の令和7年度末における現在高は27億4,526万8,000円となる見込みである。

（５）一時借入金の借入れの最高額は4億円と定めている。

## 2、予算案議決の結果。

令和7年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般にわたる意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重して、最小の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

### 記

1、地域おこし協力隊事業は、定住促進にもつながることから、募集の仕方を工夫し、さらに拡大、成果が出るような取組を進められたい。

2、ふるさと納税は、新たな特産品を積極的に取り入れるなど、寄附額を伸ばす取組を連携して推し進められたい。

3、小坂マリア園について、保育は子育ての基本部分であり、町には必要不可欠であることから、業務継続できるような経営改善や町からの支援を工夫されたい。

4、財政の健全性を確保するためにも、経常収支比率を勘案した予算執行に努めていただきたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第4号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第4号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ5億836万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険税6,155万3,000円（予算総額の12.1%）、県支出金3億9,163万5,000円（77.1%）、繰入金5,495万9,000円（10.8%）である。

（2）歳出の主な内容は、保険給付費3億8,812万3,000円（76.4%）、国民健康保険事業費納付金9,176万7,000円（18.1%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は国民健康保険の実施に必要な経費等を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第5号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第5号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,147万2,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険料6,326万8,000円（予算総額の69.2%）、一般会計繰入金2,797万4,000円（30.6%）である。

（2）歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金9,043万1,000円（98.9%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第6号 令和7年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第6号 令和7年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）保険事業勘定は、予算総額8億390万円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億

2,866万4,000円（予算総額の16.0%）、国庫支出金2億2,070万円（27.4%）、支払基金交付金2億65万円（25.7%）、繰入金1億2,677万8,000円（15.8%）である。

歳出の主な内容は、総務費2,151万8,000円（2.7%）、保険給付費7億4,970万円（93.3%）、地域支援事業費3,256万3,000円（4.0%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

（2）介護サービス事業勘定は、予算総額が406万2,000円で、歳入はサービス収入84万円（予算総額の20.7%）、一般会計繰入金322万2,000円（79.3%）であり、歳出は総務費405万2,000円（99.8%）、サービス事業費1万円（0.2%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第7号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第7号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,301万5,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は診療収入2,814万円（予算総額の44.7%）、一般会計繰入金3,170万円（50.3%）、諸収入314万4,000円（5.0%）である。

（2）歳出は、診療所費6,079万7,000円（96.5%）、公債費221万8,000円（3.5%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。



本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第8号 令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第8号 令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ505万2,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、共済掛金収入78万円（予算総額の15.4%）、財産運用収入4万円（0.8%）、基金繰入金422万2,000円（83.6%）、一般会計繰入金9,000円（0.2%）である。

（2）歳出は共済事業費505万2,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で中小企業の振興に寄与するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第9号 令和7年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計

予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第9号 令和7年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計

予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ422万3,000円と定めている。

（1）歳入は財産運用収入2万3,000円（予算総額の0.5%）、基金繰入金285万8,000円（67.7%）、貸付金収入134万2,000円（31.8%）である。

（2）歳出は、財産管理費422万3,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で修学困難な方に対して奨学資金を貸付けするために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第10号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第10号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計予算に

関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額を264万3,000円と定めている。

(1) 歳入の主な内容は、土地貸付収入145万4,000円(予算総額の55.0%)、財政調整基金繰入金97万6,000円(36.9%)となっている。

(2) 歳出は財産管理費264万3,000円(100%)である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第11号 令和7年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第11号 令和7年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,039戸、年間総給水量46万6,420m<sup>3</sup>、1日平均給水量1,278m<sup>3</sup>の業務を行うに必要な予算措置をしている。

（1）収益的収入は2億4,228万6,000円で、その主な内容は、営業収益1億2,863万2,000円、営業外収益1億1,364万4,000円などである。

（2）収益的支出は2億4,031万7,000円で、その主な内容は、営業費用2億637万9,000円、営業外費用3,387万8,000円などである。

（3）資本的収入は3,041万5,000円で、その内容は、出資金1,909万5,000円、工事負担金1,132万円となっている。

（4）資本的支出は1億7,399万4,000円で、その内容は、建設改良費2,480万5,000円、企業債償還金1億4,918万9,000円となっている。

（5）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,357万9,000円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額185万1,000円、過年度損益勘定留保資金463万1,000円、現年度損益勘定留保資金1億2,192万7,000円、建設改良積立金517万円、減債積立金1,000万円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第12号 令和7年度小坂町下水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 菅原明雅君登壇〕

○予算特別委員長（菅原明雅君） 議案第12号 令和7年度小坂町下水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、排水戸数1,134戸、年間総汚水量29万m<sup>3</sup>、1戸平均汚水量795m<sup>3</sup>の業務を行うに必要な予算措置をしている。

（1）収益的収入は、1億9,054万1,000円で、その主な内容は、営業収益4,705万1,000円、営業外収益1億4,348万8,000円などである。

（2）収益的支出は、1億8,825万円で、その主な内容は、営業費用1億7,264万円、営業外費用1,550万8,000円などである。

(3) 資本的収入は、5,133万2,000円で、その内容は、企業債540万円、出資金4,309万9,000円、負担金111万円、分担金172万3,000円となっている。

(4) 資本的支出は、1億1,293万9,000円で、その内容は、建設改良費229万9,000円、流域下水道事業建設費357万4,000円、企業債償還金1億706万6,000円となっている。

(5) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,160万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129万2,000円、過年度分損益勘定留保資金315万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,716万1,000円で補填することに定めている。

## 2、予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小坂町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、災害弔慰金等の支給に対し、災害との因果関係を審査するために新たに小坂町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕



○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第27号 小坂町消防団服務規律及び懲戒条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 議案第27号 小坂町消防団服務規律及び懲戒条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町消防団員の勤続年数に応じた表彰を適正に行うため、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、消防団員の表彰基準に関し、勤続年数に応じた適正な基準に改めるものであり妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第28号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第29号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第30号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第31号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 3 2 号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第32号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 3 3 号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第33号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第34号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第35号 令和6年度小坂町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第36号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第36号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明申し上げます。

令和４年４月１日に時限措置として延長した小坂町産業振興促進条例が令和７年３月３１日でその効力の期限を迎えます。

本条例案は、今後も雇用創出を伴う企業誘致や町内企業の設備投資に対する支援など、国・県等の関係機関と連携して、町内企業に対して総合的な支援を行い、産業の振興と地域の活性化を図っていくために、同条例の有効期間を令和９年３月３１日まで延長するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番。

○７番（木村則彦君） ７番です。

今の説明は、令和９年３月３１日まで２年間の延長ということなのですが、今まで３年間の延長してきたはずなのですが、２年の延長という、その辺の理由について、お聞かせ願います。

○議長（目時重雄君） 産業課長。

○産業観光課長（岩澤秀一君） この条例は、町内の企業の設備投資に対する補償と、それと もう一つ固定資産減免措置を行うというものになっていまして、国の過疎地域を対象とした 税制措置の中で、地方税の課税免除等に係る減収補填措置の期間が令和９年９月３１日までと なっておりますので、これに合わせたものとしております。

○議長（目時重雄君） ７番。

○７番（木村則彦君） 今の説明を聞いて分かったといえは分かったのですが、やっぱり提案理由の中にその辺のところもしっかりお話するべきではないかなと思うのですが、どうですか。

○議長（目時重雄君） 課長。

○産業観光課長（岩澤秀一君） 改めて、そう思いますので次回このようなことがあれば、そのようにしたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第37号の人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町の人権擁護委員の定数は4名と定められておりますが、1名が任期満了で退任したことにより、令和4年から3名となり欠員が続いておりました。

このたび、新たに成田真紀子さん（住所、小坂鉦山字古川27番地、生年月日、昭和36年5月29日）を推薦し、当町の人権擁護委員として活動していただきたいと考えております。

成田さんは、昭和57年4月に町職員として採用されて以来、平成31年3月までの37年間、主に、幼保施設の現場において幼稚園教諭、保育士として勤められました。子ども・子育ての分野においては識見が豊富であり、行政にも精通しており、人格、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

なお、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第37号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第37号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には4番、鹿兒島巖君、5番、椿谷勇次君の2人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、鹿兒島巖君、5番、椿谷勇次君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票であります。

以上のとおり賛成全員であります。よって本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎議案第38号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第38号 小坂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読について省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第38号は、全員協議会で協議し、提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第38号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第39号 小坂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第39号は、全員協議会で協議し、提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第39号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、陳情第2号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第2号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

デジタル・ベーシックインカムの導入を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

デジタル・ベーシックインカムの導入により無税国家にするというものであり、導入には財源が必要であるほか、現行の福祉制度を根幹から揺るがす制度であり、導入にはまだまだ熟慮すべき点が多くあります。

よって、当委員会は全員一致で不採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により、陳情の原案について採決いたします。

この陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（目時重雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、陳情第3号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」  
採択に関する陳情書についての報告を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第3号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国及び関係機関に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

多様性の尊重や男女共同参画社会の実現のため、夫婦別姓を希望する人が婚姻できる選択肢は必要不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第3号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

最低賃金の全国一律制度改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

労働者が健康で文化的な生活を営むための最低賃金の地域間格差の解消と賃金の引上げには政府として中小企業への支援を拡充する必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、意見書案第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第4号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第30、報告第1号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 報告第1号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査について。

令和6年6月19日、本委員会に付託された標記の調査の結果について、小坂町議会会議規則第71条の規定により、次のとおり報告書を提出する。

総務福祉常任委員会事務調査報告。

調査事項。

介護人材確保の取組について。

調査場所。

北海道栗山町。

北海道東川町。

調査の目的とするところ。

類似町村の地域福祉に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間。

令和6年10月16日から10月18日。

調査委員。

菅原明雅、工藤文明、本田佳子、目時重雄。

調査の内容は所感を持って報告とさせていただきます。

32ページをお開きください。

(4)の所感でございます。

介護人材不足は全国的な課題であり、特に小規模な自治体には喫緊の課題である。

視察を受け入れていただいた両町ともに、介護福祉士を育成する学校があり、人材育成の土台となる場があることは、当町との大きな違いである。しかしながら、両町とも入学者数は伸び悩んでおり、PR活動に苦慮されている様子がうかがえる。

特に、栗山町においては、町立で学校運営を行っており、一般会計からの繰出金も多額であるが、介護人材の育成は社会的な使命を果たしているものであり、地域全体で取り組むべき課題で、現状においては学校は維持していくという町長の考えには敬意を表すものである。

また、両自治体とも、卒業生が自ら地域に残らずとも、いずれかの地域で活躍をしてもらえれば、北海道全体への貢献にもなり得るという考えであった。

義務教育の過程において、介護や保育など、エッセンシャルワーカー業務の大切さを理解する場の必要性も感じたところである。

少子高齢化の進行により、介護人材不足は大きな社会問題であり、どの自治体でもその対策は急務であることから、秋田県全体として具体的な取組が必要であるとともに、介護職を目指す方への支援策について、議会からも提案していきたい。

以上です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

---

#### ◎報告第2号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第31、報告2号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 産業教育常任委員会事務調査の報告といたしまして、産業・観光振興についてであります。

調査場所、北海道洞爺湖町、ニセコ町に行つてまいりました。

調査の目的とするところは、類似町村の産業・観光振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とするものであります。

期間は令和6年10月29日火曜日から、10月31日木曜日まででありました。

調査委員は委員5人全員で行つてまいりました。

所感について報告いたします。

所感といたしまして、人口7,998人の洞爺湖町は千歳空港からのアクセスの良さと温泉や近隣のアイヌ文化、炭鉄港などの広域観光やユネスコ遺産のPR効果が宿泊客の増加につながっているほか、4月から10月まで毎日湖上で打ち上げられる花火や冬期のイルミネーションにより通年観光が確立されているなど、観光地としての規模に違いを感じました。

観光地は、その土地ならではの毎日楽しめる趣向があることが望ましく、当町も十和田湖等類似している部分を参考に、イベントを活用した誘客や自然と地域遺産を活用した旅客誘致等をさらに進め、町全体がにぎわいと活気に満ち、経済効果をもたらす広域的な展開が必要と感じたところであります。

次に、人口5,487人のニセコ町は、外国人等の移住者が多く、SDGs未来都市、環境モデル都市を目指す町づくりを進め、町民と一体性を維持しながら、より高い理念に基づいた町づくりを進めており、観光に関してもサステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）を掲げており、環境を基盤として二大産業である農業と観光業、ひいては町民の暮らしを持続可能なものとする施策を行っており、視察した観光地の取組の中でレベルが高く、理念として突出していたところであります。

自治体SDGsモデル事業としてニセコミライを開発し、長年の地域課題であった住宅不足と産業を支える人手不足を解消し、地域内の経済循環を強化しながら、環境に配慮した住環境づくりと、多様性と対話が生まれる町づくりの住民ニーズに合わせて実施していることにも深く感銘をいたしました。

また、サステナビリティ・コーディネーターの資格を持つ職員もおり、理念が確立していたことから、当町でも専門性のある職員を養成するなど、持続可能な観光の取組を参考に、観光振興発展のために生かしていきたいと思うものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

---

### ◎報告第3号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第32、報告3号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） 報告第3号 類似町村の議会運営に関する事務の調査について、令和6年6月19日、本委員会に付託された標記の調査の結果について小坂町議会会議規則第71条の規定により次のように報告書を提出いたします。

議会運営委員会の事務調査の報告であります。

調査事項は、議会運営の活性化についてでございます。

調査場所は岩手県の平泉町。

調査の目的とするところ。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間は、令和6年10月2日から10月3日。

調査委員は、本田佳子、工藤文明、船水隆一、鹿兒島巖、秋元英俊委員の5名でございます。

報告は所感をもって報告いたしますので、41ページに書いております。

所感。

タブレット端末に関しては、議会改革推進会議で導入効果を検討し、運営委員会、全員協議会での検討の上、短期間で予算議決をしており、導入後においても、委員会など、オンラ

イン会議を開催し、議会のＩＣＴ化に取り組んでいた。

また、災害時における議会の役割を明確にするための議会業務継続計画も策定し、災害時の議会機能の維持を図り、復旧・復興期の段階で必要に応じて審議、調査等を行える体制を整備し、タブレット端末を活用した災害対応訓練も実施しており、大変参考になりました。

タブレット端末は導入効果も多数あり、当議会でも早期に導入すべきと考えます。早期導入するとともに、導入後の活用方法についても議論し合い、小坂町議会としての機能強化と議員活動の活性化につなげてまいりたいと思います。

報告に関して以上でございます。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第３号を終了いたします。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第33、閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。  
お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたし

ました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

○町長（細越 満君） 時間をいただいて挨拶させていただきます。

私の任期が来月11日までとなっており、本日が任期最後の議会となると思われまことから、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、令和3年4月から4期目の町長の任に就き、議員各位、職員、そして町民の皆様から多くのご助言、ご指導をいただきながら、4年の間、町民が主役のまちづくりの方針の下、誠心誠意、町政の発展に努めてまいりました。

今後もこれまでの経験を生かし、住民生活の安心・安全に結びつく町政に取り組んでいきたいものと考えております。

議員各位のこれまでのご厚情に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

再び町民の皆様のご支持をいただき、さらに4年間、町長として小坂町のために尽くすことができるよう、また、この場で皆様とお会いできるよう努力する所存でございます。

以上、任期満了を迎えることから、議員の皆様にご挨拶の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（目時重雄君） それでは、これをもって、令和7年第2回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時49分